

# こらっせ便り

2025年5月7日

【編集・発行】「福島子ども・こらっせ神奈川」

TEL : 045-353-9008、 eメール : info@korasse-kanagawa.org

Web サイト : <http://korasse-kanagawa.org/>



## 「いのち・神奈川」で省庁交渉

福島子ども・こらっせ神奈川事務局長 遠野はるひ

2024年度も終わりに近づいた3月3日、「いのち・神奈川」の省庁交渉が衆議院第一議員会館の会議室で開催されました。参加者は、省庁側からは、復興庁2人、文科省2人、環境省3人、内閣府1人、厚生労働省1人、総勢9人。こちら側からは窓口になってくださった阿部知子事務所の横山秘書を含め、総勢16人。衆議院神奈川17区選出の佐々木ナオミ議員、避難者の鴨下美和・全生さんにも参加していただきました。

要望書の内容は1.保養事業に関する要望事項、2.子ども甲状腺がんに関する要望事項、3.その他の要望事項で構成されています。「いのち・神奈川」の近年の省庁交渉は、保養と子どもの健康にフォーカスしています。3月3日の交渉は、各省庁からの事前回答に沿って進められ、3月27日に更なる質問・要望を各省庁に提出して回答をいただきました。

### 保養を振り返って

保養についての要望は、「いのち・神奈川」が省庁交渉をスタートさせた1丁目1番地です。文科省は2014年度から3億6千万円の予算をつけ「福島っ子自然体験・交流活動支援事業」を始めますが、この事業を制度設計している時に「こらっせ」も資料提供したので、この事業をモニターしているかと毎年データを出してもらっています。

当初、この事業は、県外の保養団体も福島県の社会教育団体とコラボすれば申請できるという画期的なものでしたが、実際にはいくつかの団体を除いて使うことができませんでした。なぜなのか？2つのハードル①県外での実施は6泊7日以上、②福島県の社会教育団体が申請の当事者—という条件が存在していたからです。このハードルをなくすことを長年求めてきましたが無視され、コロナ禍もあり2020年以降は県外からの申請はなくなっています。そこで、文科省はこの事業結果をどう分析しているか質問しましたが、事業運営の主体は福島県にあったようで明確な回答は得られませんでした。文科省は、県外での実施は「教育指導要綱」で6泊7日以上と決められていると主張してきましたが、現在、福島県は3泊4日で運用しています。事実関係を究明していく必要があるでしょう。

## 不誠実な環境省の対応

子ども甲状腺がん関係は環境省が担当。交渉当日は口頭でのみの回答だったので、あらためて文書回答を提出してもらったことからわかるように、不誠実な態度に驚きました。

「いのち・神奈川」のメンバーは「国はIAEA、ICRP、UNSCEARの勧告を利用して放射能安全神話を作り上げているのではないか」という問いかけを皮切りに、UNSCEAR報告書の間違いやINWORKS論文の正当性を指摘する発言を続けましたが、環境省の回答は「国連の組織であるUNSCEAR報告書には、放射線被ばくが直接の原因となるような将来的な健康影響は見られそうにないと記載されている」という一言だけ。また、甲状腺検診への要望に対しては「福島県『県民健康調査』検討委員会における議論を踏まえ、福島県において適切に調査を実施している」とこれまた一言の回答でした。



ヨウ素剤の配布に関しては、内閣府（原子力防災担当）が対応しました。「ヨウ素剤の配布に関し、原子力規制庁と内閣府の責任分担が明確でないので、緊急時にそなえて誰でもわかるように描かれた絵が必要ではないか」という質問には、法的な担当を答えるのみで具体的な責任分担や学校での備蓄についての回答はなく、今後、現実的な施策に向け声をあげていく必要があると思いました。

その他の要望では、「健康手帳」の発行、医療費の減免、土壌の汚染調査に関して質問・要請をしましたが、これらの課題については次回、2025年度の交渉の中で詳しくとりあげようと、省庁交渉ワーキンググループ（錦織・藤岡・遠野）で話し合っています。

## 東電福島第一原発事故被害者にも、原爆被爆者援護法に準じ、国の責任で「健康手帳」交付を

「福島原発事故被害から健康と暮らしを守る会」アドバイザー

「チェルノブイリ・ヒバクシャ救援関西」共同代表・医師 振津かつみ

東日本大震災と東電福島第一原発事故から14年が経ちました。国や福島県、マスコミからの情報では「復興」の文字が目立ち、「もう事故被害は終わった」かのような広報・報道です。しかし、「浜通り」の市町村を中心に未だ「帰還困難区域」があり、政府発表でも2万7600人が故郷に戻れず県



内外に避難中です。避難解除された地域でも、除染できない山間部を中心に線量は高く、公衆の被ばく限度の年1ミリシーベルトを超える被ばく（年20ミリシーベルトで避難解除）をしながらの生活です。

事故前との人口比は数%～60%、帰還した人々の多くは高齢者です。避難指示の出されなかった地域でも事故後は線量が高かったですし、

今でもホットスポットは見つかりますが、（除染廃棄物のフレコンパックが目从前から消えてしまい）「放射能」「被ばく」のことを話題にするのに気を遣わなければならない雰囲気があります。しかし、14年前に被った被ばくの健康への影響は、たとえ目に見えなくても「無くなる」ことはありません。

### 低線量でも健康被害は起こる



政府は国策の原発で重大事故を起こして多くの人々を被ばくさせたにも関わらず、事故直後から「100ミリシーベルトまでは明らかな健康影響はない」と、「リスク・コミュニケーション」を始めました。しかし、どんなに低線量でもその線量に応じた健康被害（後障害）が起こることは、原爆被爆者や世界の被ばく労働者のデータからも明らかです。国は事故を起こした責任を取らず、さらに事故後も適切な被ばく防護策を行わずに人々を「追加被ばく」させた（避けられたはずの被ばく）のです。それにも関わらず事故から10

数年で、被害者の「命綱」とも言える医療支援などの切り捨てを始めました。（2011年には東日本大震災の被災地全域に医療費等支援があったがその後、徐々に打ち切られた。しかし旧避難区域等の13市町村には2022年までは支援があった。）

### 浪江町では「健康手帳」を配布

事故直後に国からも東電からも事故や放射能放出に関する情報が全く知らされなかった浪江町では、放射性プルーム（雲）の流れる方向に町が誘導して避難しました。後になって被ばくを知らされた当時の浪江町長の馬場有さんは、高線量下で子どもたちが遊んでいた姿を思い出して涙しておられました。馬場町長は広島にも足を運ばれ、被爆者支援について被爆者や行政に話を聞き、「原発事故被害者にも同じように国の責任で健康手帳を交付し、生涯にわたる健康保障を行うべき。そのための法整備を目指す。」として町民全員に浪江町の「健康手帳」を配布しました。手帳には、



事故直後の行動、体内セシウム検査（内部被曝）結果、血液検査など健診結果を記入できるようになっています。（写真：表紙は「健康手帳」ですが、中は「放射線健康管理手帳」と記され、「差別につながるのでは」という町民の不安に配慮しました。）

## 医療費等支援廃止に動く政府

しかし、国による「健康手帳」交付の実現を果たせないまま、2018年に馬場町長はがんで亡くなりました。そして2021年には、被ばく量の多かった浪江や飯館村も含めて段階的に医療費等支援を廃止する（2028年には全廃）方針を国が打ち出したのです。これでは、「福島原発事故による被ばく健康被害は今後も全く無いことにされてしまう」「そんなことは許されない」と、2022年に避難区域等の人々を中心に「福島原発事故被害から健康と暮らしを守る会」を立ち上げました。

同会は「医療費等支援廃止反対」「国による健康手帳交付」「完全賠償」を求めて活動をしています。事故後、浪江町保健課長として町長と共に「浪江健康手帳」を作った紺野則夫さん（町会議員）が会長となり全国署名を呼びかけ、県内外の方々とともに政府交渉にも取り組んでいます。紺野会長は、「原発事故被災地は避難区域だけではない。国の責任での健康手帳交付は福島全県民を含むすべての被害者の権利だ。」と、先頭に立って主張されています。また、事務局長の佐藤龍彦さん（楡葉町下小墾地区長）「重大事故から10数年、汚染水を薄めて太平洋に流し、原発事故は終わったかのように、東電柏崎・刈羽原発再稼働をはじめ、また原発推進とは許せない」と全国の原発再稼働反対も呼びかけています。

政府交渉で省庁は「原子力災害支援なので10年も行った。災害支援としては異例のこと」と、被ばく健康被害に対する医療保障が生涯に渡って必要なことを理解しようとしません。今の政府の政策の下、「健康手帳」交付はなかなかハードルが高い要求ですが、今後も皆さんと繋がって、被害者の健康と暮らしを守るために、「健康手帳」交付（無料の医療と健診など）を含む被爆者援護法に準じた法整備を粘り強く求めていきたいと思っています。

詳細は「守る会」のホームページ（下記）をご覧ください。全国署名用紙もダウンロードできます。会員・サポーター会員募集しています。よろしく願いいたします。

<https://mamorukail001.jpn.org/>



## 再び巡り来る 東日本大震災の「追悼の夕べ」

事務局 錦織順子

今年も「3.10 東日本大震災かながわ追悼の夕べ/2025」の祈りの行事が夕暮れと共に、しめやかに執り行われました。

昨年から潮風吹きさらす、屋外の公園ではなく、横浜新庁舎 1F の「アナトリウム」屋内で行われています。賛同団体である私達「福島子どもこらっせ・神奈川」もブースを出して、日ごろの活動を展示して紹介しました。

14年前の大震災ののちも災害大国の日本では、台風・地震・豪雨・洪水と度重なる災害に襲われて被害が出ています。最近では、昨年の子どもの能登半島大地震とそれに続く豪雨に今なお、復旧が追いつかず、皆さんを苦しめています。

また、海外にあってはウクライナやガザで戦禍は止まず、逃げ惑う人々の追い詰められていく姿に胸が痛くなります。

しかし、その中でも特に、大地震と津波と核災害の複合したこの3.11災害は特殊であり長く人々の心の中から離れません。高線量の放射能に汚されたふるさとには、未だ生まれ育った家が残っている人達もいます、その地へ帰ることの出来ない3万人余の避難者の悲しみと苦しみが今なお続いているからなのでしょう。



## 今年のテーマは「ふるさとを語る」

かけがえのない懐かしい家は、間もなく草木の中に沈みやがて崩れてしまうことでしょう。今年のテーマは「ふるさとを語る」でした。福島の人々がふるさとへの思いをそれぞれに語り合いました。

そこは 多数の犠牲者と行方不明者及び関連死者を出し、さらに自殺者が119人、小児甲状腺が398人も発症するという困難を抱えたままのふるさとです。

例年通り、民族弦楽器バンドウラーを弾きながら、祈りの歌を捧げるのはウクライナ出身のカテリーナさんです。生まれてすぐにチェルノブイリの原発事故のあい、日本に来てまた福島原発事故に遭遇してしまった彼女の透明な澄んだ歌声は哀愁に満ちたもので、1000本のキャンドルの灯りの中で私達の心に染み入ってきます。

そのほか、今年は、福島県浪江町生まれの歌人「三原由紀子さん」のトークがありました。高校時代から17年間にわたって作りためた短歌を歌集「ふるさとは赤」にして発表。数々の賞を受賞しています



「iPad 片手に震度を探る人の 肩越しに見るふるさとは赤」

「ふるさとは 小分けにされて 真っ黒な袋の中で燃やされるのを待つ」

「復興と言われてしまえば本当のここを言葉に出来ない空気」

「帰る人、帰らない人、帰れない人を抱きてわが浪江町(まち)はある」

そのほか、こらっせとは、今回直接的な関わりはなかったのですが、「福島原発事故 14 年展」が県民センターで一週間にわたり開催されました。南海トラフ地震の怖れが迫るのに、これから原発を最大活用するという政策が決定してしまいました。核兵器と同じ構造を持ち同じく核分裂を利用する原発のことを、もう一度きちんと考えようという企画でした。

## 【裁判報告】 井戸川裁判（福島被曝訴訟） 判決へ

井戸川裁判（福島被曝訴訟）を支える会世話人 稲垣博美



2011年3月11日、当時の双葉町町長井戸川克隆さんは、東京電力福島第一原子力発電所の事故により、計り知れない被害を受け、数えきれないほど多くのものを失いました。

原発事故直後は大量の被曝をし、これにより今日までの間、健康被害の恐怖や不安に脅え続けています。この恐怖は、一生涯にわたり続くものです。また、原発事故により、強制的に故郷を追われ、長期間にわたり不慣れな土地での避難生活を強いられています。

2015年5月20日、井戸川さんは一人原告となり、国・東電を被告とし、東京地方裁判所へ提訴し、『福島被曝く損害賠償請求事件』略称、井戸川裁判（福島被曝く訴訟）での闘いがはじまりました。

訴訟では現在、代理人なく本人訴訟として原告一人、法廷で闘っています。

2025年2月5日、第31回口頭弁論（結審）では、双葉町町長であった井戸川さんだから出せる証拠や事実による8000頁に及ぶ準備書面が提出されました。原発事故は、国や東京電力の落ち度による人災であると訴える井戸川さんの裁判資料や報告集会の資料、動画は支える会ホームページからご覧ください。

<https://idogawasupport.sub.jp/>

判決は2025年7月30日（水）10:30 東京地裁 103号法廷にて開廷となります。ぜひ傍聴へお越しください。